

秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(6)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

今回は、秘密保持契約に規定される紛争解決条項を紹介する。(前回の内容: No License条項、No. Warranty条項、一般条項、準拠法条項の紹介)

1. 紛争解決条項について

秘密保持契約に規定される紛争解決条項は、最終的紛争解決手段である裁判(裁判管轄条項)か又は仲裁(仲裁条項)が選択される。裁判と仲裁を併用することは避けるべきである。それらを併用することで条項が無効とされる恐れがあり、その併用の紛争解決条項の有効性を巡り当事者間で争われることも多い。契約書に規定される紛争解決手段は、裁判か仲裁の二者択一となる。

国際取引は国境を超える取引であり、裁判では、何処で、どの国、地域の裁判所によって紛争を解決するのか、管轄裁判所の合意規定が契約書に設けられる。これを裁判管轄条項(jurisdiction clause)という。また、仲裁では通常、仲裁地をどこにするのか、どの仲裁機関及び仲裁規則を採用するのかを当事者が合意した仲裁条項(arbitration clause)を契約書に規定する。

2. 秘密保持契約から発生する紛争と紛争解決手段選択の考慮

秘密保持契約の受領者が契約違反、秘密情報の漏洩、不正使用、流用などが発生した場合の開示者の法的救済は、損害賠償と差止が考えられる。

秘密保持契約から発生する紛争で考慮しておかなければならない事項としては、

①裁判所に差止等の暫定的保全措置の請求をするのに、どこの国、地域の裁判所に提起することになるのかを検討しておかなければならない。

②国家裁判所による場合以外に、仲裁において、仲裁廷への暫定的保全措置の申立ても可能であり、仲裁廷は当事者の申立てに対して暫定的保全措置命令を出すことができる。

③秘密保持契約から発生する紛争では、秘密性、非公開性を特に考慮しなければならない。

④裁判所の判決も仲裁廷の仲裁判断も法的強制力があり、強制執行することができる。但し、当事者の事業所が国境を超える国際取引紛争では、裁判所の判決は、外国での執行力については国際条約がなく、執行性の問題が残る。仲裁判断は、国際条約であるニューヨーク条約によって、外国仲裁判断の承認、執行が保証されている。

⑤秘密保持契約に関連して締結される契約が伴う場合には、その契約に規定される紛争解決条項との整合性に留意しておく必要がある。

3. 裁判と仲裁の性格、特徴の比較

紛争解決手段として裁判と仲裁のいずれを選択するかは重要な問題である。どちらの紛争解決手段を選択するかはケースバイケースである。裁判と仲裁の性格、特徴の相違を以下に紹介する。

①裁判は国家機関による解決である。一方、仲裁は当事者自治による解決である。

②裁判は、紛争の判断者は、国家資格のある公人である裁判官である。一方、仲裁は、当事者が選任する私人である仲裁人が仲裁判断を下す。

③裁判での審理手続きは、民事訴訟法による。一方、仲裁手続きは、当事者合意を前提に進行する。例えば、当事者が合意した仲裁機関の仲裁規則による。

秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(6)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

- ④裁判は、手続、判決は公開される。
 一方、仲裁は、手続、仲裁判断は、原則非公開である。
- ⑤裁判は上訴制度がある。判決は控訴、上告ができる三審制である。
 一方、仲裁は一審制度であり、仲裁判断は最終で当事者を拘束し、上訴できない。
- ⑥裁判は、手続に要する時間は、訴訟は三審制であり長期にわたることが少なからずある。
 一方、仲裁は一審制でありよりスピーディに決着がつく。仲裁手続きに要する期間は、一般に12-16か月程度である。迅速仲裁手続きでは、6か月以内に仲裁判断ができる。
- ⑦裁判は、外国判決の承認、執行に関する国際条約、二国間協定に日本はいずれも加盟しておらず、外国判決の承認、執行の保証が無いため非常に不安定である。
 一方、仲裁は、ニューヨーク条約（現在160ヶ国以上が加盟）により、外国仲裁判断の承認及び執行が保証されており、ニューヨーク条約に基づく執行例は数多くある。

4. 紛争解決条項（裁判管轄条項、仲裁条項）

上記2及び3を考慮にいて、裁判又は仲裁を選択して、契約書に裁判管轄条項か、又は仲裁条項を規定することになる。

以下に裁判による解決条項と仲裁による解決条項の一例を参考に紹介する。

1) 裁判による解決条項—裁判管轄条項 (jurisdiction clause) —

“The courts of Japan shall have an exclusive jurisdiction over all disputes

which may arise between the parties out of or in connection with this Agreement.”

（本契約から、又は、本契約に関連して当事者間に発生する全ての紛争に関して、日本国裁判所が、専属的裁判管轄権を有する。）

2) 仲裁による解決条項 – 仲裁条項 (arbitration clause)

“ All disputes, controversies, or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association. The Place of Arbitration shall be (都市名)、Japan.

The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon the parties hereto.”

（この契約から又はこの契約に関して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って最終的に解決されるものとする。仲裁地は（都市名）、日本とする。仲裁廷により下される仲裁判断は最終であり当事者を拘束するものとする。）